

地方税財源の充実強化と地方分権改革の推進について

【 内閣府・内閣官房・総務省・財務省 】

提案・要望の内容

- 1．平成20年度の地方財政対策においては、地方団体の財政運営に支障が生じないように、地方交付税の総額を確保し、財源調整機能及び財源保障機能を充実・強化すること。
- 2．近年の景気回復に伴い法人2税を中心に税収が急速に回復しているが、これに伴い東京など大都市圏と地方圏の税収の差が拡がり、財政力の格差が拡大する傾向にある。
本県のように税源に乏しい団体では、地方交付税に大きく依存せざるを得ないが、近年の地方交付税の削減により財政運営が極めて困難な状況となっており、地方税、地方交付税を含めた一般財源ベースで地域間の格差が拡大しないような方策を講じること。
- 3．国地方を通じて簡素で効率的な行政システムを構築し、持続的に発展できる社会を実現するためには、都市と地方の共生による分権型国土づくりを進めることが大切である。第二期地方分権改革においては、地方団体の意見を十分踏まえて、地方の自主性・自立性を高める改革とすること。
なお、国と地方の税収比5：5を目指し、国庫補助負担金を廃止し税源移譲を行う場合には、個別団体ごとに廃止される国庫補助負担金額に見合う一般財源（地方税＋地方交付税）が確保されることが必要である。
しかし、現行の仕組みのままで税源移譲を行った場合、個別団体ごとに必要な一般財源が確保されない懸念もあることから、適切な財源調整の仕組みを構築すること。

【 現状と課題 】

「平成20年度地方財政収支の8月仮試算〔概算要求時〕」において、引き続き堅調な地方税収の増や「基本方針2006」に基づく地方一般歳出の削減等を反映し、地方交付税（臨財債含む）は1.0兆円（5.6%）と厳しい見込み。

法人二税を中心とした地方税源の偏在による財政力格差が拡大しており、地方税制度の改正などによる格差の是正、縮小のための取り組みが必要であるが、国においてもようやく議論が高まりつつある状況。

- ・「基本方針2007」では、「法人二税を中心に税源が偏在するなど地方公共団体間で財政力格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討し、その格差の縮小を目指す。」とされている。
- ・「平成20年度予算編成の基本的な考え方」では、地方税のうちでも地域間の偏在性の大きい地方法人二税について、地方消費税における地域間の清算システムや、東京都における財政調整制度などを参考に、偏在性是正のための具体的な仕組みを検討するとともに、諸外国の事例も参考としつつ、自治体間の水平的な財政調整制度の導入についても検討が行われるべきである。」とされている。

第二期地方分権改革においては、国と地方の実際の支出に見合った税財政構造を構築するため、税源移譲により国税と地方税の税源配分を5：5とすることを目指すとされているが、偏在性の少ない地方消費税、個人住民税で税源移譲を行った場合でも、地域間で相当な税源の格差が生じることになる。

【 本県の取組状況・方針 】

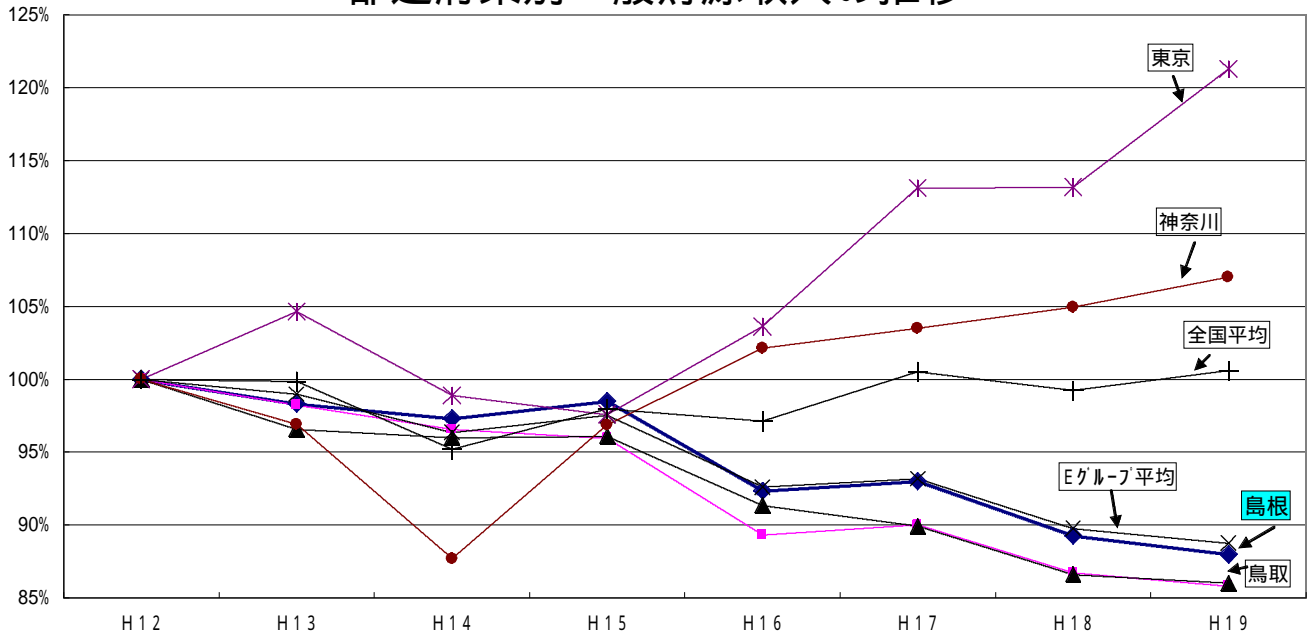
本県においては、地方交付税の急激な減少などによる厳しい財政状況の下、平成16年10月に「中期財政改革基本方針」を策定し、全国的にみてもトップレベルの抜本的な行財政改革に取り組んできたところである。

しかし、歳出削減も限界に近づきつつある上、「骨太の方針2006」による地方交付税の減少等の影響を受け、平成20年度以降も当面300億円近くの収支不足が見込まれており、本県財政の生命線である地方交付税の動向によっては、死活問題となりかねない状況。

【 提案要望の効果 】

地方団体間の財政力格差が是正され、地方交付税の総額確保及び財源調整機能、財源保障機能が充実・強化されることにより、財政基盤の脆弱な本県にあっても、必要な行政サービスの水準を何とか維持し、将来にわたって持続可能な行財政運営に向け、県政改革を着実に推進することが可能となる。

都道府県別一般財源収入の推移



(注1)一般財源=地方税+地方交付税+臨時財政対策債発行可能上限額+地方譲与税+地方特例交付金+減税補てん債発行可能上限額
(注2)H12～H17=決算額、H18=当初予算額、H19=6月補正後予算額

●鳥根 ■高知 ▲鳥取 ×Eグループ平均 *東京 ●神奈川 +全国平均

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/zaisei/>